

入学者選抜試験における検定料免除の特別措置の決定

このたびの災害により、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

金沢大学では、被災者の経済的負担を軽減し、志願者の進学機会の確保を図るために、次のとおり検定料免除の特別措置を実施します。

検定料の免除を希望する場合は、本学学務部入試課まで連絡してください。

1 免除対象とする入学者選抜試験

被災日以降に出願手続する本学の次の入学者選抜試験

(1) 学域・学類及び養護教諭特別別科の入学者選抜試験（令和6年4月入学分）

(2) 大学院の入学者選抜試験（令和5年10月入学及び令和6年4月入学分）

2 対象者

免除対象とする入学者選抜試験の志願者で、次の災害救助法適用・激甚災害指定の市町村で被災された方（主たる生計維持者を含みます。）。ただし、3申請の方法（1）の表「被災内容」の①又は②に該当する場合があります。

(1) 令和5年5月5日石川県能登地方を震源とする地震による災害救助法適用・激甚災害指定地域
・石川県 珠洲市

(2) 令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害救助法適用・激甚災害指定地域（別紙① 令和5年8月25日付「令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について）
・別紙② 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害救助法適用の市町村
・別紙③ 令和5年6月29日からの大雨による災害救助法適用の市町村
・別紙④ 令和5年7月7日からの大雨による災害救助法適用の市町村

3 申請の方法

(1) これから出願する場合

所定の「検定料免除申請書」に、必要書類を添付して、出願書類とともに提出してください。この申請を行う場合は、出願時に「検定料」を納入しないでください。

被災内容	必要書類
① 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失、床上浸水	地方公共団体が発行する罹災証明書（写し可）
② 主たる家計支持者が死亡又は行方不明	死亡又は行方不明を証明する書類

(2) 出願済みの場合

既に納入した検定料の返還を希望する場合は、必要書類を本学学務部入試課まで提出してください。免除対象者に該当する場合には、検定料を返還します。返還は、指定口座への振込とします。

【検定料返還のための必要書類】

① 検定料免除申請書〔所定の様式〕

② 検定料返還請求書〔所定の様式〕

③ 検定料を振込んだ際の振込金証明書（本人控）

④ 罹災証明書，被災証明書等の証明書類〔詳細は，3（1）の表を確認してください。〕

（3）所定の様式

申請に必要な様式は，次の本学Webサイトを確認してください。

本学トップ>入試情報・高大院接続

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/admission/>

4 その他

入学料及び授業料の減免措置については，本学の「入学料・授業料の免除制度」があります。
入学手続き時に別途申請が必要です。

本件に関する問合せ先

検 定 料：学務部入試課

（076-264-5180）

入学料・授業料：学務部学生支援課

（076-264-5164）



令和5年8月30日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が8月25日（金）に閣議決定され、本日（8月30日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 岡村、梅田

TEL : 03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

(別紙)

「令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
(※令和5年梅雨前線豪雨等(台風第2号の暴風雨を含む))

2. 適用措置の指定

【本激】

①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条)

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常为国庫補助率を嵩上げ。

(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ)

②農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常为国庫補助率を嵩上げ。

(過去5カ年の実績の平均では農地は85%→96%に嵩上げ)

③農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)

農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常为国庫補助率を嵩上げ。(通常20%→最高90%)

④公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(法第16条)

公立社会教育施設の災害復旧事業に対し2/3の補助。

⑤私立学校施設災害復旧事業に対する補助(法第17条)

私立学校施設の災害復旧事業に対し1/2の補助。

⑥小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条)

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

3. スケジュール

8月25日(金) 閣議決定

8月30日(水) 公布・施行

政令第二百六十四号

令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条及び第二十四条に規定する措置
備考 一 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。	

二 上欄の暴風雨とは、令和五年台風第二号によるものをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。



6月7日 11時00分公表

令和5年6月7日
内閣府政策統括官（防災担当）

【訂正】
和歌山県海南市の負傷者を修正
(赤字部分が今回の訂正箇所)

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による
災害にかかる災害救助法の適用について【第3報】 **（訂正報）**

1. 災害の概要

令和5年6月2日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていること、住家に多数の被害が生じたことから、茨城県、埼玉県、静岡県及び和歌山県は5市1町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害（人）			住家被害（世帯）					備 考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 損壊	
【茨城県】 取手市 (とりでし)	6月2日						399	163		災害救助法 施行令第1 条第1項第 1号適用
【和歌山県】 海南市 (かいなんし)	6月2日			0 3			393	851		災害救助法 施行令第1 条第1項第 1号適用

※住家が滅失した世帯数は、全壊した世帯が1世帯で1世帯、半壊した世帯が2世帯で1世帯、床上浸水した世帯が3世帯で1世帯とする。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【埼玉県】 草加市 (そうかし) 越谷市 (こしがやし) 北葛飾郡松伏町 (きたかつしかぐんまつぶしまち)	6月2日	令和5年6月2日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1 条第1項第 4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【静岡県】 磐田市 (いわたし)	6月2日	令和5年6月2日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置 等

本件問合せ先
 内閣府政策統括官（防災担当）付
 参事官（被災者生活再建担当）付
 阿部、安東、吉末、佐藤、高橋
 TEL 03-5253-2111（内線51276）
 03-3503-9394（直通）

7月1日 11時30分公表

令和5年7月1日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和5年6月29日からの大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について

1. 災害の概要

令和5年6月29日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、山口県は2市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【山口県】 山口市 (やまぐちし) 美祢市 (みねし)	6月30日	令和5年6月29日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置 等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

阿部、安東、吉末、佐藤、高橋

TEL 03-5253-2111（内線51276）

03-3503-9394（直通）

8月8日 18時00公表

令和5年8月8日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和5年7月7日からの大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について【第7報】

1. 災害の概要

令和5年7月7日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていること、住家に多数の被害が生じたことから、以下の8県は災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	市	町	村	計
1	青森県	0	1	0	1
2	秋田県	7	6	2	15
3	富山県	4	0	0	4
4	石川県	0	1	0	1
5	島根県	1	0	0	1
6	福岡県	6	3	1	10
7	佐賀県	3	0	0	3
8	大分県	2	0	0	2
8県合計		23	11	3	37

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、安東、吉末、佐藤、高橋
TEL 03-5253-2111（内線51276）

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害（人）			住家被害（世帯）					備 考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 損壊	
【石川県】 河北郡津幡町 (かほくぐんつばたまち)	7月12日				6	90	39	109		災害救助法 施行令第1 条第1項第 1号適用

※ 住家が滅失した世帯数は、全壊した世帯が1世帯で1世帯、半壊した世帯が2世帯で1世帯、床上浸水した世帯が3世帯で1世帯とする

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【青森県】 西津軽郡深浦町 (にしつがるぐんふかうらまち)</p> <p>【秋田県】 秋田市 (あきたし) 能代市 (のしろし) 男鹿市 (おがし) 潟上市 (かたがみし) 大仙市 (だいせんし) 北秋田市 (きたあきたし) 仙北市 (せんぼくし) 北秋田郡上小阿仁村 (きたあきたぐんかみこあにむら) 山本郡藤里町 (やまもとぐんふじさとまち) 山本郡三種町 (やまもとぐんみたねちょう) 山本郡八峰町 (やまもとぐんはっぽうちょう) 南秋田郡五城目町 (みなみあきたぐんごじょうめまち) 南秋田郡八郎潟町 (みなみあきたぐんはちろうがたまち) 南秋田郡井川町 (みなみあきたぐんいかわまち) 南秋田郡大潟村 (みなみあきたぐんおおがたむら)</p>	7月14日	令和5年7月7日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第1条第 1項第4号適 用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【富山県】 富山市 (とやまし) 高岡市 (たかおかし) 小矢部市 (おやべし) 南砺市 (なんとし)	7月12日	令和5年7月7日からの大雨により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、 又は受けるおそれが生じており、継続的 に救助を必要としている。	災害救助法施 行令第1条第 1項第4号適 用
【島根県】 出雲市 (いずもし) 【佐賀県】 佐賀市 (さがし) 唐津市 (からつし) 伊万里市 (いまりし) 【大分県】 中津市 (なかつし) 日田市 (ひたし) 【福岡県】 久留米市 (くるめし) 八女市 (やめし) 筑後市 (ちくごし) うきは市 (うきはし) 朝倉市 (あさくらし) 那珂川市 (なかがわし) 朝倉郡筑前町 (あさくらぐんちくぜんまち)	7月8日	令和5年7月7日からの大雨により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、 又は受けるおそれが生じており、継続的 に救助を必要としている。	災害救助法施 行令第1条第 1項第4号適 用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
朝倉郡東峰村 (あさくらぐんとうほうむら) 八女郡広川町 (やめぐんひろかわまち) 田川郡添田町 (たがわぐんそえだまち)			

2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置 等